

第 1 回 茨木市自転車利用環境整備計画協議会 会議録

1 日 時

平成 26 年 8 月 13 日（水）午前 10 時～12 時

2 場 所

茨木市役所 南館 8 階中会議室

3 出 席 者

別紙出席者名簿のとおり

4 欠 席 者

竹田委員 【代理】藤本 美枝子（国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所交通企画係長）
田中委員 【代理】中村幸治（交通規制係長）

5 次第及び議事の内容（概要）

（1）開会（柴崎副市長あいさつ）

（2）委員紹介

【事務局(市)より、出席者を紹介】

（3）会長及び副会長の選出について

【委員の互選により、塚口委員が会長に、猪井委員が副会長に決定】

（4）会議の公開及び会議録の公開について

（事務局）

会議は原則、公開とする。ただし、非公開とすべき案件が発生したときは、会議の非公開を決定することとする。会議資料については傍聴者へ閲覧、配布する。

会議録については要約したものを各委員が確認した後に公開する。会議録中の発言者の表示は「委員」「事務局」等として公表する。また、会議資料についても公開する。

【会議の公開及び会議録の公開について異議はなく、事務局説明のとおり決定】

（5）議事 1：茨木市自転車利用環境整備計画の策定に向けて

【事務局より、議事 1 の内容について説明】

（委員）

資料 6 の 26 頁にある自転車関連事故の年齢層別発生件数は、加害者の年齢か、被害者の年齢か。

(事務局)

確認に時間を要するため、改めてご報告させていただく。

(府警本部提供資料は第一当事者(※)、第二当事者で整理されており、加害者と被害者で選別することはできない。本資料上は第一当事者が「幼少年」である場合は全て「幼少年の事故」としてカウントし、第一当事者が「高齢者」である場合は全て「高齢者の事故」としてカウントしている。また、第一当事者が「その他」または「不明」である事故は、第二当事者が「幼少年」であれば「幼少年の事故」、「高齢者」であれば「高齢者の事故」としてカウントしている。)

※当事者の中で一番過失が重い人が「第一当事者」となる。

(副会長)

計画の期間、目標年次はいつまでと想定しているのか。市内人口が増加する平成 32 年までを考えるのか、あるいはその後の人口減少の時期まで考えるのか。

資料 6 の 21 頁から、茨木市と高槻市間で自転車の移動が多いことが把握できるが、今後、この整備計画について、高槻市と連携を図っていくのか。

(事務局)

本市の第 5 次総合計画では、計画期間 10 年を想定している。また、昨年度策定した茨木市総合交通戦略においても、中期戦略を概ね 10 年と考えている。本計画は、その下位計画として、基本的には 5 年を目処に整備を進め、10 年先を期間として考えている。

高槻市との往来は、摂津富田駅を目的とした自転車利用が多いためと考えられる。一方、将来的には本市に(仮称)JR 総持寺駅が整備される予定である。現在、高槻市でも自転車利用環境の計画について検討を始めていると聞いているので、今後、茨木市でどのような取組みを行うのか等について、高槻市に情報提供していきたい。

(委員)

資料 6 の 25、26 頁には、事故類型別発生件数や年齢層別発生件数が整理されているが、実際に事故を防ぐのであれば、事故が多い地域について重点的に対策を講じなければならないのではないかと。

また、自転車レーンは市内全域に整備する予定なのか。個人的には、自転車走行の場合は自動車が怖く、自動車走行の場合は自転車が怖い。スピードが異なる車両が同じ道路を走行するのは無理ではないかと。

(会長)

事故が多い地域について、資料 6 の 25 頁では不十分ということか。

(委員)

交通事故の多発地点をもう少し詳しく整理する方が、効果的な対策を講じることができるのではないかと考えている。

(事務局)

事故の詳細な原因や多発箇所を把握することは重要だと認識している。交通事故に関しては、日常的に路面標示や啓発看板の設置等の安全対策は行っている。

今回の計画では、交通事故が多発している箇所のみを対象にするのではなく、交通量が多い箇所、あるいはルールが守られていれば防ぐことができる事故もあるという視点も含めて、検討していきたいと考えている。

(会長)

自転車レーンの考え方について、回答していただきたい。

(副市長)

事故の詳細については、25 頁で概ね理解できると考えている。更に詳しく把握するためには、データ分析を行う必要がある。

自転車レーンは、車と自転車双方に危険ではないかと意見があったが、自転車利用が増加するなか、歩道においても歩行者と自転車の速度の違いから危険な状況にある。更に、最近では歩行者と自転車間で重大な事故も増えつつあるため、今回のような計画策定の必要性が出てきている。

(会長)

自転車レーンの考え方については、国土交通省と警察庁がガイドラインを作成しており、基本的な考え方が整理されている。原則、自転車は軽車両であるから車道を通るべきだという考え方ではあるが、この考え方を杓子定規に適用するということになっている訳ではない。また、事務局側で、ガイドラインを簡単にまとめた資料を用意していただきたい。

(事務局)

ガイドラインでは、自転車の通行場所を明らかにするための整備方針が整理されている。ガイドラインでは、適宜、状況に合う形態で整備するように示されている。その根本は、自転車が歩道を通行している現状があったなかで、歩行者と自転車の事故が多発している実情から、「自転車を車道へ戻す」が原則になっている。

ガイドラインをまとめた資料は、改めて提示したい。

(委員)

資料6の25頁において、出合頭の事故が目立つ印象があるが、その事故原因は信号無視が多いのか、信号がなくて起こっているのか。

また、茨木市駅から総持寺駅までの間の出合頭の事故が目立つが、千歳橋の辺りの道路は、歩道もなく危ないと感じる。そのような危険な道路の整備は、計画でどのように関わってくるのか。

自転車レーンは、走りたくても駐停車している車両があり、それを避けるために更に車道側に出て走行しなければならないため、危険である。自転車レーンは駐停車禁止にすることはできないのか。

(事務局)

出合頭の事故は、事故発生の場所をみる限り、信号無視の事故も信号がない交差点の事故も両方あるものと考えられる。

千歳橋の辺りの道路は、(仮称)JR 総持寺駅の整備に伴い、市としても道路事業を検討しているため、歩道整備に併せて自転車通行空間を考えていきたい。

自転車レーンに駐停車している車両については、市で設置した自転車レーンの区間においても、駐停車している車両で危険だと市民の方から連絡を受けている。現在、警察の協力のもと、パトロールや注意喚起等を実施しているところである。駐停車禁止の規制については、難しい状況にある。

(委員)

自転車専用通行帯にすれば、駐停車禁止の規制をかけられるが、かけた場合には、荷さばき車両、標章をつけた障害者の方の車両、タクシーの停車等はできなくなるため、実務面での不都合が生じる。自転車が走る空間を駐停車禁止、自動車が走る空間は駐車禁止にする方法も検討したが、2 つの標識を設置する必要がある。現時点では、モデル路線の位置づけで様子をみて、それから対策を講じるように考えている。

(委員)

標識を 2 つ設置する検討について、車道側は頭上に吊り下げて矢印を標示することはできないのか。

(委員)

標識がわかりづらくなってしまう可能性がある。標識は小学生や中学生でもすぐに認識できる標識にする必要がある。

(委員)

自転車関連事故の資料について、事故が起こった要因を把握することはできるのか。今後、安全利用等を議論する上で、どのようなルール違反によって事故が発生しているのかを知りたい。データがあれば、提示していただきたい。

(事務局)

事故データは、大阪府警本部から提供いただいたが、要因別までは整理されておらず、把握が難しい。警察署では、客観的に把握できた事実のみ整理していると聞いている。今後、調べられる範囲で調べるようにしたい。

(会長)

警察署は、詳細な調書を管理しているが、公表ができるかどうかの問題がある。事務局には、警察署にどの程度のところまでならば情報提供が可能なのかを相談していただきたい。

(委員)

先ほど事務局から説明があったように、ルールを守っていれば防げた事故が多い。教育等によるマナー向上で、交通事故の発生をある程度防ぐことができるのではないかと考えている。

(委員)

今後、自転車レーンの整備が進むと思われるが、自動車を運転する立場で考えると、自転車レーンを高齢者や小学生が走行していたら危険を感じる。自転車レーンが整備されれば、高齢者や小学生でも自転車で歩道を走行してはいけないのか。

(事務局)

現在自転車レーンを設置した路線の歩道は、歩行者が優先ではあるが、自転車通行可としている。今現在の事務局の考えとしては、子供、高齢者に関しては、自転車の運転に不慣れな方もいらっしゃるので、どちらを走行してもよい方針で考えている。

道路交通法の施行令で、幼児（6歳未満）、児童（6歳以上13歳未満）、70歳以上の高齢者については、自転車で安全に車道を通行することができない場合は、歩道を走行してもよいことになっている。

(委員)

そのような状況はあるが、これは大原則になる。歩道を走行する自転車は徐行し、歩行者に遠慮しながら通行しなければならない立場を認識する必要がある。

(委員)

「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」と各論に対して様々な問題があると思うが、一番大事なのは総論である。何のためにこれをするのだという部分について共有を図る必要がある。例えば、自転車事故を減らすためであるとか、協議会の皆さんが同じ方向性をもって考えていかないと問題は解決しない。協議会の委員が共有認識を図ることができるように、資料作成、進行をお願いしたい。

(会長)

総論については、資料6の4頁に環境整備計画策定の目的が示されている。ここには、総合的な視点で示されているが、安全という点にもっと重点を置くべきということか。

(委員)

茨木市は事故が多いため、事故を減らしていかないといけない点を認識する必要がある。機械的に物事を進めてほしくない。

(会長)

この協議会の全体的な方針も、資料6の4頁に示されていることに間違いはないと考えている。

ただし、茨木市は茨木市の特徴があり、大阪府下の相対比較で特徴があれば、それには特に注意する必要がある。

自転車を便利に安全に利用し、自転車の存在を認めてもらうためには、ある程度のルールを守らなければならないが、その点については、委員の皆様に通の認識をお持ちいただいていると思う。

(委員)

会長のお話のとおり、地域性がある。自動車の事故が減少している一方、自転車の事故は増えているが、どの辺りに事故が集中しているのかわかれば対策がしやすい。また、国道 171 号から山沿いの道路には多くの学校があり、通学で箕面・池田方面から多くの学生が来る。あの道路は自動車も多く危ない。そのような危険な場所がわかれば、対策を考えやすい。どこが危険なのかをまず知ることが必要である。

(会長)

今回の整備計画のなかに、個々の地点に対する対策を述べることは膨大になるためできないが、どのような箇所が危険でそこにどのような対策をとるべきかという議論は必要である。危険な箇所が多いのであれば、市民の皆様から意見を収集する必要がある。

(委員)

資料 6 の 27 頁に自転車レーンの整備状況が示されているが、区間②と区間③の間の交差点部分が整備されていないのはなぜか。

市が整備した自転車レーンのアンケート調査は行われているが、今後、どのような利用形態になったのか等のフォローアップをどう考えているか。

(事務局)

自転車レーンが整備されていない交差点部分は、横断歩道の横に自転車横断帯があるためである。自転車レーンを連続的に整備するために、警察と協議を進めている。

整備効果については、改めて交通量調査を実施する際に、併せて調べたいと考えている。

(会長)

交通管理者、道路管理者それぞれで十分に調整し、利用者が全体として繋がった自転車レーンを利用できるように工夫していただきたい。

(委員)

資料 6 の 35 頁にある「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」について、私は「まもる」が最も重要だと考えている。市としてもマナーを守る講習会を頻繁に実施していただくということが大事ではないか。また、資料 6 の 40 頁に高校生を対象に免許証を交付している事例があるが、小学校、中学校を対象にしてもよいのではないか。

(事務局)

高校生の免許証交付は、市内で1校のみの実施となっているため、今後、対象範囲を広げていきたい。安全講習会は、幼稚園、保育園、小学校までは毎年実施しているが、中学校が未実施となっているため、同様に対象範囲を広げていきたい。「まもる」については、本協議会で多くのご意見をいただきながら検討していきたいと考えている。

(委員)

私は、「はしる」が最も重要であると考えている。ハードとソフトの両立が重要であり、短期間の計画においては、その両面を整理することが、現実的で実効性がある計画になるのではないかと考えている。

「つかう」については、茨木市の観光振興等の部分を含めた検討ができればよいのではないかと。

(委員)

ネットワーク路線の優先順位について検討する際、ストーリー性を考えることが成功に結びつく一番のポイントになる。例えば、先ほどお話があった多数の学校がある道路の整備であれば、通学する学生が安全に学校に行くためにはどのようにすればよいのかを考えていくことでストーリー性が生まれる。

「つかう」については、観光等、楽しむことを観点にして検討してもよいのではないかと。

(5) 議事2：第2回協議会について

【事務局より、議事2の内容について説明】

(副会長)

個別の対策については、今後も継続して取り組んでいくものと思われる。その上で、この協議会は、茨木市内で自転車の使い方をどうすべきかを計画として作成していく必要がある。道路について言えば、今の道路の幅のなかで、その使い方をどうすべきかがこの計画で検討すべき課題だと考えている。一方、ハードといっても現在の茨木市でできることは限られているため、秩序・ルールをつくる必要性があるのではないかと改めて感じたところである。ただ、ルールをつくるにしてもそれが難しい。それに向けて、茨木市らしいストーリーを検討していく会になるのではないかと考えている。第2回の議題である「はしる」は、非常に大事なテーマであると考えている。

(会長)

本日の協議会では、“ハード面、ソフト面の両面から取り組みを行って、安全・安心で快適な自転車の利用環境を創出することを目的とすること”、この認識のもとに、“「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」それぞれについて議論をして、自転車利用環境整備計画を作成するということ”、これらについて、委員の皆様から了解をいただくことができた。

今後、委員の皆様のご発言を取り入れて、ブラッシュアップできればと考えている。

(6) 閉会

次回協議会は 11 月に開催予定（開催日時は別途調整のうえ決定する。）

以上